

会津若松市消防団条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定に基づき、本市の消防団について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市の消防事務を処理するため、消防団を置く。

（名称及び区域）

第3条 消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 会津若松市消防団

区域 会津若松市の区域

（定員）

第4条 消防団員の定員は、1,259人とする。

2 前項の消防団員の種類及び人数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次号に掲げる機能別団員以外の団員（以下「基本団員」という。） 1,139人

(2) 市長が別に定める特定の消防団活動に限り従事する団員（以下「機能別団員」という。） 120人

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の消防団員の定員とする。

4 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第2項第1号の消防団員の定員とする。

（任命）

第5条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、団長以外の消防団員は団長が、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、市長の承認を得て任命する。

(1) 本市に居住する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で身体強健な者

2 機能別団員にあつては、前項第1号中「居住する」とあるのは「居住し、勤務し、又は通学する」と読み替えるものとする。

（欠格条項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 前2号のほか、団員として不相当と認められる者

(分限)

第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

2 基本団員は、次の各号のいずれかに至ったときは、その身分を失う。

(1) 本市の区域外にその住居を移したとき。

(2) 前条第1号又は第3号のいずれかに該当するに至ったとき。

(懲戒)

第8条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠ったとき。

(3) 消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 前条及び前項の処分は、その旨を記載した処分説明書を当該消防団員に交付して行わなければならない。

(服務規律)

第9条 消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下「災害」という。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

(居住地を離れる場合の届出)

第10条 基本団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、団長以外の消防団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、基本団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(遵守事項)

第11条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 法令、条例、規則及び規程の定めるところによりその職務を遂行しなければならない。

(2) その職の信用を傷つけ、又は消防団全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- (3) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- (4) 消防団又は消防団員の名義をもって、政治運動に関与し、又は他人の訴訟若しくは紛争に関与してはならない。
- (5) 消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄附を募集し、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (6) 貸与品、給与品、機械器具その他消防団の設備資材は、善良な管理のもとにこれを保管し、職務以外にこれを使用し、又は他人に貸与してはならない。
- (7) 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動をしてはならない。

(報酬)

第 12 条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 基本団員には、別表第 1 の規定により年額報酬を支給する。
- 3 機関員又は音楽隊としての任務に従事する基本団員に対しては、別表第 2 に定める年額報酬を加算して支給する。
- 4 機能別団員には、別表第 3 の規定により年額報酬を支給する。
- 5 消防団員が災害、搜索、訓練、警戒その他消防任務として職務に従事する場合は、別表第 4 の規定により出動報酬を支給する。
- 6 基本団員の第 2 項、第 3 項及び前項の報酬は、2 期に区分し、4 月から 9 月までの分については 10 月に、10 月から 3 月までの分については翌年度 4 月に支給する。ただし、各期間において 1 回も職務に従事しないときは、その期間の報酬は支給しない。
- 7 機能別団員の第 4 項及び第 5 項の報酬は、4 月から 3 月までの分を翌年度 4 月に支給する。ただし、当該年度において 1 回も職務に従事しないときは、その年度の報酬は支給しない。
- 8 第 2 項及び第 4 項の年額報酬は、年の中途において就職、退職、失職又は死亡した場合は、就職した者については就職の月から起算し、退職、失職又は死亡した者については在職の月まで月割計算をもって支給する。
- 9 第 3 項の年額報酬は、年の中途において就任又は退任した場合は、就任した者については就任の月から起算し、退任した者については在任の月まで月割計算をもって支給する。

(費用弁償)

第 13 条 団員が、公務により旅行するときの費用弁償については、会津若松市職員等の旅費に関する条例(昭和 41 年会津若松市条例第 10 号)の規定を準用する。この場合において「市長等以外の職務にある者」とあるのは「団員」と読み替えるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後の報酬の支給について適用する。
(会津若松市消防団の任用、給与、服務等に関する条例等の廃止)
(会津若松市消防機関設置条例の廃止)
- 2 会津若松市消防機関設置条例（昭和 47 年会津若松市条例第 35 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の会津若松市消防団員の任用、給与、服務等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により任命されている消防団員は、この条例の規定により任命されたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第 4 条に規定する役員に任命されている者は、この条例の規定により任命されたものとみなす。この場合において、改正前の条例第 4 条第 1 項に規定する総務部長である者は、この条例に規定する分団長として、総務副部長である者は、この条例に規定する副分団長として任命されたものとみなす。
- 5 前項の規定により、この条例の規定により任命されたものとみなす階級である職の任期については、改正前の条例の規定により役員に任命された日からこれを起算する。
- 6 改正前の条例の規定は、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までの分に係る報酬の支払いについて、なおその効力を有する。

別表第 1（第 12 条関係）

階 級	報酬の額
団長	217,000 円
副団長	144,000 円
分団長	101,000 円
副分団長	65,000 円
部長	52,000 円
班長	44,500 円
団員	36,500 円

別表第2（第12条関係）

区 分	報酬の額	備考
機関員としての任務	12,000 円	
音楽隊としての任務	20,000 円	音楽隊長
	16,000 円	音楽副隊長
	12,000 円	音楽隊員

別表第3（第12条関係）

区 分	報酬の額
音楽隊長	20,000 円
音楽副隊長	16,000 円
音楽隊員	12,000 円

別表第4（第12条関係）

区 分	報酬の額
災害、捜索に従事する場合	1時間につき 1,000 円
団訓練、団行事に従事する場合	1回につき 3,000 円
分団訓練に従事する場合	1回につき 2,000 円
警戒その他消防任務に従事する場合	1回につき 1,000 円

備考 災害、捜索に従事する場合において、1時間未満の端数が生じた場合の取扱いについては、これを1時間に切り上げる。